

令和6年度第1回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会

日時 令和6年7月8日(月)

14時から16時

会場 総合福祉会館第3会議室

次 第

1 委員紹介、委員長選出について

2 補助制度の概要等について

…[資料1]

3 令和6年度障害者福祉施設等整備補助事業者の募集について

(1) 募集要項及び審査基準について

…[資料2-1][資料2-2]

(2) 審査調書(様式)及び添付書類について

…[資料2-3]

(3) 配点について

…[資料2-4]

4 令和6年度障害児施設等整備補助事業者の募集について

(1) 募集要項及び審査基準について

…[資料3-1][資料3-2]

(2) 審査調書(様式)及び添付書類について

…[資料3-3]

(3) 配点について

…[資料3-4]

5 その他

補助制度の概要等について

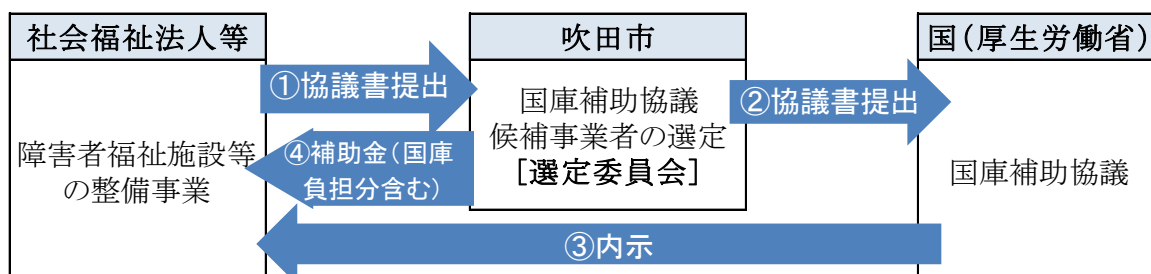
1 制度について

(1) 概要

障がい者及び障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、施設整備を行う事業者に対し補助金を交付する制度。実施主体は ①国 + ②都道府県、政令市又は中核市。
中核市移行に伴い、本市は令和2年度から実施主体となった。

(2) 補助事業者の決定までの流れ

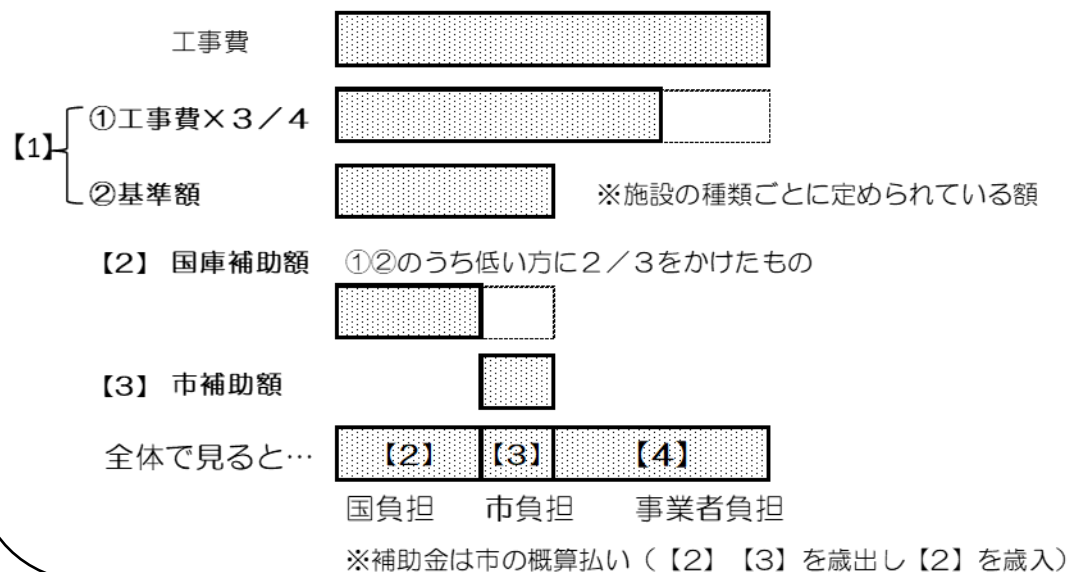
整備事業者は市と事前協議のうえ、市へ協議書を提出する。
市は選定委員会において審査を実施し、選定された事業者は国庫補助協議の候補事業者として国に協議書を提出する。国庫補助協議を経て、内示を受けた事業者に対し補助金が交付される。



(3) 国、市及び事業者負担額のイメージ

工事費×3/4 or 国の補助基準額 のうち低い額・・・【1】
 【1】×2/3 ・・・・・・・・【2】 国負担額
 【1】×1/3 ・・・・・・・・【3】 市負担額
 残りの工事費 ・・・・・・・・【4】 事業者負担額

(障がい福祉サービス事業所等の創設の場合)



2 こども家庭庁設置に伴う取扱いの変更

(1) 対象となる国庫補助金について

令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、障がい児施設整備に係る補助については、従前の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」ではなく、「次世代育成支援対策施設整備交付金」から補助されることとなった。

(2) 上記に伴う吹田市での取り扱いについて

根拠となる補助金に変更されたものの、従前から障がい児施設の整備についても選定委員会における審議対象となっていたことから、選定委員会の機能としては同様とすることを前提に、以下のとおりの取り扱いとする。

ア 選定委員会では、障がい者施設・障がい児施設ともに審議の対象とする。

イ 補助金の根拠が異なることから、補助金交付要領・募集要項・審査基準等については別で作成するものとし、選定委員会における案件としてもそれぞれ別とする。

3 スケジュール

令和6年度審査案件（令和7年度整備）の場合

年度	月	法人	吹田市	国
令和6年度	5月～7月	市への事前相談		
	7月		選定委員会（1回目） 審査基準の承認 整備事業者の募集	
	8月	市への協議書提出締切		
	9月			
	10月			
	11月		選定委員会（2回目） 審査	
	12月			
	3月		国への協議書提出 	
令和7年度	4月～5月			国庫補助協議
	6月			内示
	7月～3月	工事（3月までに完了） 実績報告（3月）		
令和8年度	4月～5月	施設開設〔事業開始〕	 補助金交付	

令和6年度（2024年度）
吹田市障害者福祉施設等整備補助事業
補助事業者募集要項（案）

令和6年7月

吹田市

福祉部 障がい福祉室

1 趣旨

障がい者が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第7期吹田市障がい福祉計画」（以下「障がい福祉計画」という。）に基づき、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の補助協議対象となる、障害者福祉施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和6年度に選定する整備事業者は、原則令和7年度に障害者福祉施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害者福祉施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知（以下「国補助要綱」という。）」）に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- （1）国庫補助要綱第2の4の表(3)又は(4)に規定する施設のうち、同表に規定する設置者により設置された施設
- （2）国庫補助要綱第2の3第2号の表及び第3号の表で規定する整備内容であるもの
- （3）本市の障がい福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- （1）整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- （3）法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- （4）法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- （1）法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- （2）建設用地の確保が確実であると認められること
- （3）整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和6年5月13日～7月31日
市への協議書提出	令和6年8月30日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和6年10月下旬～11月下旬頃
選定結果の通知	令和6年12月中旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和7年3月頃
国庫補助協議	令和7年3月以降
国庫補助金交付内示	令和7年6月頃

7 申請手続

（1）事前相談

ア 受付期間

令和6年5月13日（月）から令和6年7月31日（水）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

福祉部 障がい福祉室 計画グループ

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長（予定者）又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

（2）申請

ア 受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

（1）書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

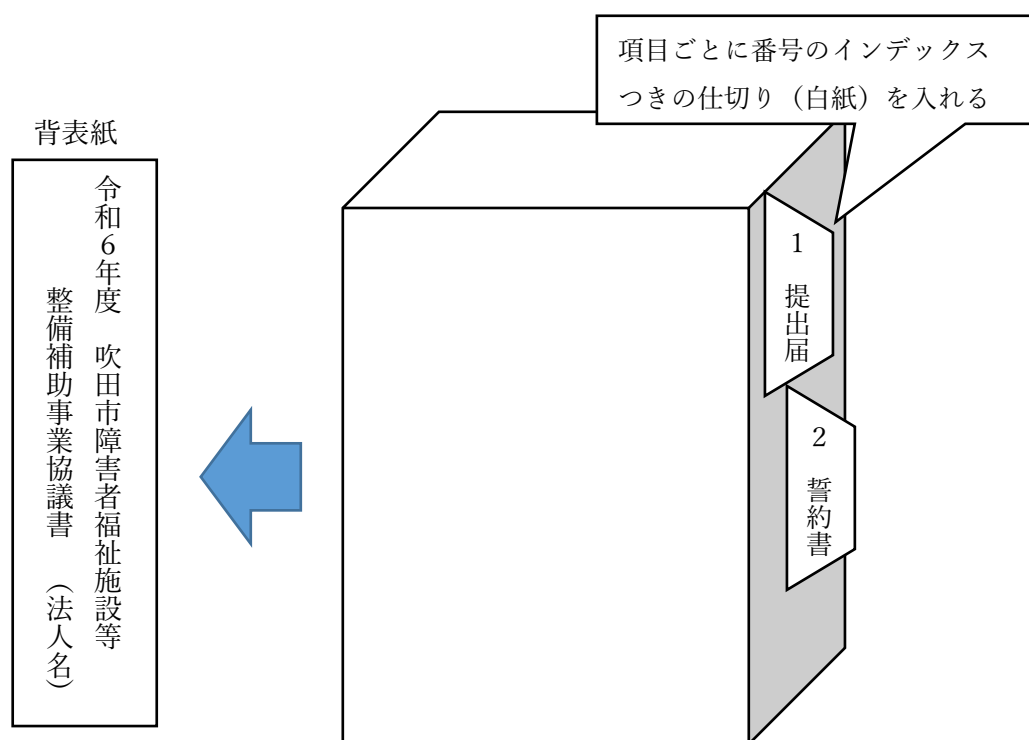
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

（ア）各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

（イ）書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

（ウ）各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和6年度吹田市障害者福祉施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和6年度吹田市障害者福祉施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（プレゼンテーション審査の際、提出書類以外の資料を使用する場合は、事前に市へ相談してください。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

※応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい福祉計画との関連性等」の点数（60点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国補助要綱を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和6年度補正予算による社会福祉施設等施設整備費の募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 福祉部 障がい福祉室 計画グループ（低層棟1階 115番窓口）

電話：06-6384-1349（直通）

FAX：06-6385-1031

提出書類チェックリスト

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
基本書類	—	1	提出書類チェックリスト		
	様式1-1	2	吹田市障害者福祉施設等整備補助に係る審査調書等提出届		
	様式1-2	3	誓約書		
審査調書	様式2	4	整備の概要及び整備用地について		
	様式3-1	5	役員構成等の適否		
	様式3-2	6	法人の役員・評議員名簿		
	様式4	7	整備スケジュール		
	様式5	8	障がい福祉計画との関連性等		
	様式6	9	施設の耐震性からみた整備の緊急性		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
	様式7-1	10	法人の理念及び運営方針		
	様式7-2	11	障がい福祉サービス等事業実績		
	様式7-3	12	適正な法人運営		
	様式8-1	13	整備の必要性		
	様式8-2	14	事業計画		
	様式8-3	15	地域交流・連携		
	様式8-4	16	障がい者の権利擁護		
	様式8-5	17	危機管理体制		
	様式8-6	18	苦情解決体制		
	様式8-7	19	職員体制		
	様式8-8	20	職員配置予定表		
	様式9-1	21	財務状況等		
	様式9-2	22	整備に係る資金計画書		
	様式9-3	23	借入金状況一覧表		
	様式9-4	24	借入金償還計画書		
	様式9-5	25	事業収支計画書		
	様式10	26	加算要件		
審査調書添付書類	様式2関係	27	土地に係る登記事項証明書(登記事項の全部を証明した書類)		
		28	贈与契約確約書、売買契約確約書又は所有権移転確約書(写し)		[自己所有土地(購入済)の場合]
		29	契約書、仮契約書又はそれに準ずるもの(写し)		[自己所有土地(購入前)の場合]
		30	地上権設定契約書又は地上権設定仮契約書(写し)		[借地の場合]
		31	位置図や住宅地図などの用地の配置状況がわかるもの		
		32	現在の用地の状況がわかる写真		
	様式4関係	33	施設整備に係る工程表		
		34	建築確認済証(写し)		
	様式6関係	35	建築検査済証又は建築計画概要書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		36	建物に係る登記事項証明書(登記事項の全部を証明した書類)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		37	建物の写真(外観及び改修する箇所)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合]
		38	贈与契約書、建物売買契約書又はそれらの確約書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [自己所有建物の場合]
		39	賃貸借契約書又はその確約書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [賃貸建物の場合]
		40	改修工事に係る貸主の承諾書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [賃貸建物の場合]
		41	耐震基準適合証明書の写しなど、耐震診断結果がわかる書類 等		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の場合] [耐震診断を実施した場合]

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
審査調書 添付書類	様式7-1関係	42	定款		
		43	事業計画書及び事業報告書		
		44	法人のパンフレット等		
	様式7-3関係	45	指導監査報告書、特別監査報告書、その他監査に係る書類		
		46	外部監査結果報告書の写し		
		47	第三者評価事業の受審結果の写し		
	様式8-2関係	48	設計図(配置図、平面図、立面図)		
		49	各室の面積がわかる書類		
	様式8-3関係	50	施設建設の説明及び取組内容等に関する資料		
	様式8-4関係	51	権利擁護や虐待防止に係る取組がわかる資料		
	様式8-5関係	52	防災に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
		53	事故防止、防犯対策、急病時対応、感染症等に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
	様式8-7関係	54	就業規則や給与規定等		
		55	人材育成の取組及び研修の実施、参加状況等がわかる資料		
	様式9-1関係	56	財産目録		直近のもの
		57	貸借対照表		直近のもの
		58	資金収支計算書		直近のもの
		59	事業活動計算書		直近のもの
	様式10関係	60	公的機関の見積書及び受注業者の見積書(公的機関で見積もりができない場合は2社以上)		
		61	協議対象設備のパンフレット等		[就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合]

資料2-2

◆1 重度障がい者とは、(1)障害支援区分5及び区分6の者 (2)行動援護対象者 (3)重度訪問介護対象者のいずれかに当てはまる者をいう。

◆2 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む)

(9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注込ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)(11)継続した透析(腹膜灌流を含む)(12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 150点

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
書類 審査・ プレゼン 審査	Ⅵ 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ)			
	就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
		25	＜日中活動事業を行う事業所における生産設備及び職業訓練設備等の整備の場合＞ 整備を行うことにより、障がい者の職業能力の開発や就労支援の強化につながるか。	
		26	＜障害者施設におけるリハビリ設備等の整備の場合＞ 整備を行うことにより、障がい者の生活能力の維持・向上を図ることや介護職員の就労環境の改善につながるか。	
	避難スペース整備加算を算定する場合	27	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
		28	障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースとなっているか。	

加算を取らない場合 **合計 150点**
就労・訓練事業等整備加算、大規模生産設備加算又は避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 **合計 170点**
就労・訓練事業等整備加算又は大規模生産設備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 **合計 190点**
※ 審査の際は、合計得点に対する**得点率**で順位をつける。

別表【Ⅰ】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕等事業及び移転改築整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塙(以下、「ブロック塙等」という。)の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	ウイルス性感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
ク	長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
ケ	「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
コ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直され、その対応のための整備を図るもの
サ	アスベストの除去等の整備を図るもの
シ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
ス	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性、対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
セ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ソ	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
タ	障害児入所施設に対する入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるよう、 障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

令和6年度（2024年度）
吹田市障害児施設等整備補助事業
補助事業者募集要項（案）

令和6年7月

吹田市

児童部 すこやか親子室

1 趣旨

障がい児が地域で安心して暮らせる環境を整備していくため、「第3期吹田市障がい児福祉計画」（以下「障がい児福祉計画」という。）に基づき、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助協議対象となる、障害児施設等を整備する事業者（以下「整備事業者」という。）を募集し、選定を行います。

令和6年度に選定する整備事業者は、原則令和7年度に障害児施設等を整備する事業者となります。

2 補助事業概要

本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、緊急性及び必要性の高い障害児施設等の整備に対し、補助金の交付を行うものです。

次世代育成支援対策施設整備交付金は、「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月20日こども家庭庁発こ成事第370号こども家庭庁長官通知（以下「国庫補助要綱」という。）」）に基づく制度となります。

本市が附属機関として設置する「吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において整備事業の審査を行い、国庫補助協議対象事業者の選定を行います。

3 対象施設及び内容

- (1) 国庫補助要綱6（5）の表(1)ウに規定する施設のうち、同表に規定する設置主体により設置された施設
- (2) 国庫補助要綱5の表で規定する整備内容であるもの
- (3) 本市の障がい児福祉計画その他本市の障がい者等施策における方針に適合しているもの

4 応募資格

- (1) 整備事業者の主体は法人であること（複数法人の共同での申込不可）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項に定める欠格事項に該当しないこと
- (3) 法人及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと
- (4) 法人等及び代表者、役員（就任予定者含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、又は、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと

5 応募条件

- (1) 法人（運営法人）自らが開設し、指定を受け、運営するものであること
- (2) 建設用地の確保が確実であると認められること
- (3) 整備期間内において施設整備が完了し、円滑に開設が見込まれる計画であること

6 スケジュール

事項	時期
市への事前相談	令和6年5月13日～令和6年7月31日
市への協議書提出	令和6年8月30日まで
選定委員会（書類審査とプレゼンテーション審査）	令和6年10月下旬～11月下旬頃
選定結果の通知	令和6年12月中旬頃
国庫補助協議の実施通知	令和7年3月頃
国庫補助協議	令和7年3月以降
国庫補助金交付内示	令和7年6月頃

7 申請手続

（1）事前相談

ア 受付期間

令和6年5月13日（月）から令和6年7月31日（水）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 相談先

吹田市児童部すこやか親子室 障がい児通所受給者証担当

（詳細は、**11 問い合わせ先（相談先・提出先）**をご参照ください。）

ウ 方法及び順序

電話、メール等で連絡の上、相談受付表（ホームページに掲載）等の必要事項を記入し、提出してください。

エ 留意事項

（ア）申請に当たっては、市への事前相談の手続を必須とします。事前相談後、申請を希望する法人に対し、提出書類等を個別にお渡しします。

（イ）事前相談は、法人代表者、施設長予定者又は法人の職員であって、計画内容を熟知している方が行ってください。

（2）申請

ア 受付期間

令和6年8月1日（木）から令和6年8月30日（金）午後5時30分まで（土日祝除く）

イ 提出書類

別紙「提出書類等一覧」のとおり ※その他、追加で資料の提出を求める場合があります。

ウ 提出先

（1）イの相談先と同じ。

エ 提出方法

必ず事前に電話連絡し、日時を予約の上、提出先まで持参してください。（郵送不可）

8 提出書類の作成、提出にあたって

（1）書類作成について

ア 審査調書等の作成にあたっては、すべて電子データでの作成とします（手書き不可）。

イ 審査調書等の作成にあたっては、適宜、エクセル、ワード様式の項目の修正・追加、行の挿入、セル幅の拡張等を行っていただいて構いません。

(2) 書類提出について

ア 提出書類は原則A4サイズとします。A3の場合は見やすいように折りたたんでください。

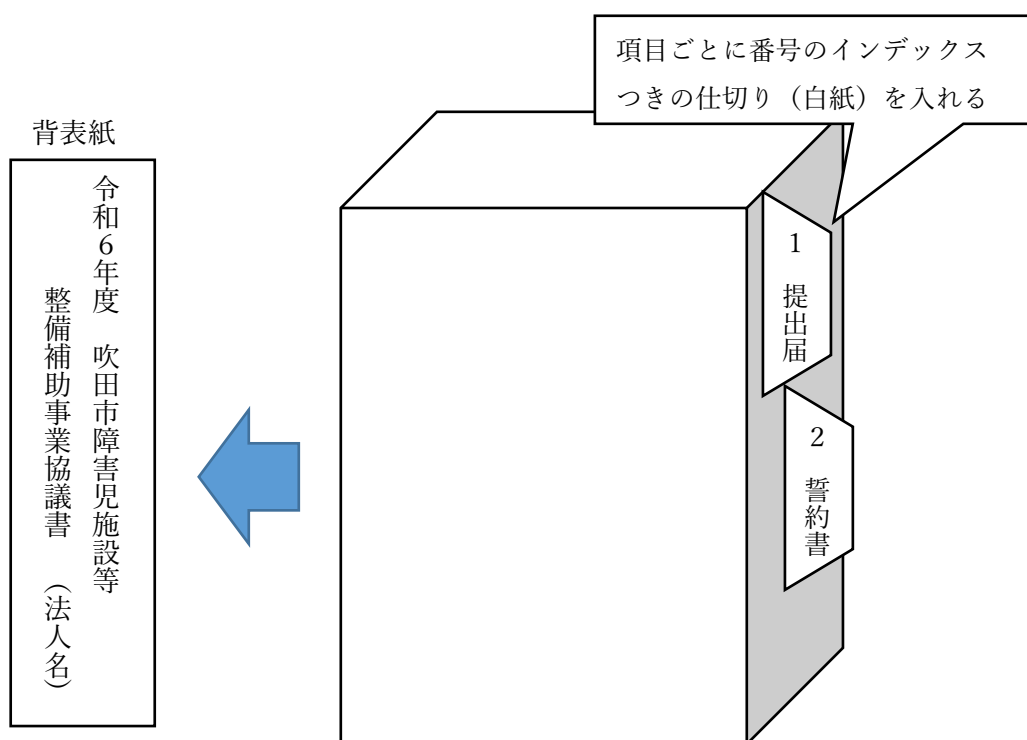
イ 提出書類は最終的に12部（事務局分、選定委員分、国庫補助協議提出分）提出していただきますが、最初は1部提出していただきます。確認、修正差し替え完了後に残りの分を提出していただきます。

ウ 提出書類の製本について

（ア）各提出書類を、協議書一覧及び審査調書一覧の順に整理し、ページ番号をつけること。

（イ）書類ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れること。

（ウ）各提出書類を、ファイルやバインダーに綴り、表紙と背表紙に「令和6年度吹田市障害児施設等整備補助事業協議書」及び事業者名（法人名）を記載すること。



9 選定方法

(1) 選定機関の設置

本市の附属機関であり、有識者等で構成する選定委員会において整備事業の審査を行います。

(2) 審査の進め方

別紙「令和6年度吹田市障害児施設等整備補助審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づき、本市計画との関連性、法人の適格性、事業計画、法人の財務状況等の観点から、書類審査とプレゼンテーション審査を行います。（プレゼンテーション審査の際、提出書類以外の資料を使用する場合は、事前に市へ相談してください。）

なお、申請者が1者の場合においても、審査を行います。

※応募資格及び応募条件を満たしていない場合は、審査の対象とはなりません。

(3) 選定方法

合計点数から審査基準「Ⅱ 障がい児福祉計画との関連性等」の点数（50点）を除いた点数において、各委員の審査得点の平均点が満点の60%以上である応募者を選定します。

また、選定の際には、各委員が得点率（合計点数を満点で除して算出した数値）による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い順に優先順位を付します。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議により決定します。

(4) 選定結果の通知

選定委員会の結果については、全ての応募者に対して書面で通知します。

(5) 補助金について

上記手順で選定した結果を踏まえ、市の予算の範囲内において、国庫補助協議対象として国へ申請を行います。

なお、国庫補助協議において国庫補助の対象とならなかった場合、補助金は交付されません。また、対象となった場合であっても、補助金額の上限額から減額となる可能性があります。

10 その他留意事項

- (1) 本募集要項のほか、国庫補助要綱及び国庫補助要綱に付随する資料（質疑応答集や通知等）を熟読してください。
- (2) 本件の応募に関する一切の費用は、すべて応募法人の負担となります。
- (3) 選定後、整備計画に重大な変更等が生じ、国庫補助協議で変更が認められない場合において生じた法人の損害等については、本市は一切補償しません。
- (4) 受付後に申請を辞退する場合は、辞退届が必要です。（様式は任意）
- (5) 選定された後に辞退することは、市の行政計画全体に大きな支障をきたすことになるため、その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。
- (6) 提出書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (7) 国の令和6年度補正予算による国庫補助の追加募集がある場合は、本募集要項による手続を経て選定された事業者のうち、希望する事業者について国庫補助協議を行います。（この場合、スケジュールが前倒しになります。）募集があれば、対象者に別途お知らせします。

11 問い合わせ先（相談先・提出先）

〒564-0072 吹田市出口町19番2号 吹田市立保健センター3階
吹田市 児童部 すこやか親子室 障がい児通所受給者証担当
電話：06-6170-7224（直通）
FAX：06-6384-1175

提出書類チェックリスト

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
基本書類	—	1	提出書類チェックリスト		
	様式1-1	2	吹田市障害児施設等整備補助に係る 審査調書等提出届		
	様式1-2	3	誓約書		
審査調書	様式2	4	整備の概要及び整備用地について		
	様式3-1	5	役員構成等の適否		
	様式3-2	6	法人の役員・評議員名簿		
	様式4	7	整備スケジュール		
	様式5	8	障がい児福祉計画との関連性等		
	様式6	9	施設の耐震性からみた整備の緊急性		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合]
	様式7-1	10	法人の理念及び運営方針		
	様式7-2	11	障がい福祉サービス等事業実績		
	様式7-3	12	適正な法人運営		
	様式8-1	13	整備の必要性		
	様式8-2	14	事業計画		
	様式8-3	15	地域交流・連携		
	様式8-4	16	障がい児・者の権利擁護		
	様式8-5	17	危機管理体制		
	様式8-6	18	苦情解決体制		
	様式8-7	19	職員体制		
	様式8-8	20	職員配置予定表		
	様式9-1	21	財務状況等		
	様式9-2	22	整備に係る資金計画書		
	様式9-3	23	借入金状況一覧表		
	様式9-4	24	借入金償還計画書		
	様式9-5	25	事業収支計画書		
	様式10	26	加算要件		
審査調書 添付書類	様式2関係	27	土地に係る登記事項証明書(登記事項の全部を 証明した書類)		
		28	贈与契約確約書、売買契約確約書又は所有権移 転確約書(写し)		[自己所有土地(購入済)の場合]
		29	契約書、仮契約書又はそれに準ずるもの(写し)		[自己所有土地(購入前)の場合]
		30	地上権設定契約書又は地上権設定仮契約書(写 し)		[借地の場合]
		31	位置図や住宅地図などの用地の配置状況がわか るもの		
		32	現在の用地の状況がわかる写真		
	様式4関係	33	施設整備に係る工程表		
		34	建築確認済証(写し)		
	様式6関係	35	建築検査済証又は建築計画概要書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合]
		36	建物に係る登記事項証明書(登記事項の全部を 証明した書類)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合]
		37	建物の写真(外観及び改修する箇所)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合]
		38	贈与契約書、建物売買契約書又はそれらの確約 書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合] [自己所有建物の場合]
		39	賃貸借契約書又はその確約書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合] [賃貸建物の場合]
		40	改修工事に係る貸主の承諾書(写し)		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合] [賃貸建物の場合]
		41	耐震基準適合証明書の写しなど、耐震診断結果 がわかる書類 等		[既存施設の改築(建替え)・大規模修繕の 場合] [耐震診断を実施した場合]

種別	様式等	No.	名称	✓	備考
審査調書 添付書類	様式7-1関係	42	定款		
		43	事業計画書及び事業報告書		
		44	法人のパンフレット等		
	様式7-3関係	45	指導監査報告書、特別監査報告書、その他監査に係る書類		
		46	外部監査結果報告書の写し		
		47	第三者評価事業の受審結果の写し		
	様式8-2関係	48	設計図(配置図、平面図、立面図)		
		49	各室の面積がわかる書類		
	様式8-3関係	50	施設建設の説明及び取組内容等に関する資料		
	様式8-4関係	51	権利擁護や虐待防止に係る取組がわかる資料		
	様式8-5関係	52	防災に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
		53	事故防止、防犯対策、急病時対応、感染症等に関するマニュアル、訓練記録、体制図等		
	様式8-7関係	54	就業規則や給与規定等		
		55	人材育成の取組及び研修の実施、参加状況等がわかる資料		
	様式9-1関係	56	財産目録		直近のもの
		57	貸借対照表		直近のもの
		58	資金収支計算書		直近のもの
		59	事業活動計算書		直近のもの
	様式10関係	60	公的機関の見積書及び受注業者の見積書(公的機関で見積もりができない場合は2社以上)		
		61	協議対象設備のパンフレット等		[訓練事業等整備加算又は大規模訓練設備等整備加算を算定する場合]

令和6年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

資料3－2

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
事務局による確認	Ⅰ 応募条件等			
	整備用地	1	建設用地の確保が確実であると認められること	－
	役員構成等の適否	2	役員構成等が適切であるか。 ・理事が6名以上であること(NPOは3名以上) ・理事の親族等特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと （ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人） ・理事の中に学識経験者又は地域の福祉関係者がいること(NPOは規定なし) ・2名以上の監事を置いていること(NPOは1名以上) ・理事の員数を超える評議員を置いていること など 	

◆1 医療的ケアとは、(1)レスピレーター(人工呼吸)管理 (2)気管内挿管、気管切開 (3)鼻咽頭エアウェイ (4)O2吸入 (5)吸引 (6)ネブライザー使用 (7)IVH (8)経管(経鼻・胃ろうを含む)
(9)腸ろう・腸管栄養 (10)持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) (11)継続した透析(腹膜灌流を含む) (12)定期導尿 (13)人工肛門 (14)皮下注射(インスリン等含む)及び持続皮下注射ポンプの使用 (15)血糖測定 (16)痙攣時における座薬挿入、吸引及び酸素投与等の処置を指す。

小計 140点

令和6年度 吹田市障害児施設等整備補助 審査基準

資料3-2

審査項目		No	評価基準・視点等	配点
書類審査・プレゼン審査	Ⅵ 加算要件(補助金の加算を算定する場合のみ)			
	訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算を算定する場合	24	施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすものに当てはまるか。	20
		25	整備を行うことにより、障がい児の発達支援の強化、生活能力の維持・向上を図ることや職員の就労環境の改善につながるか。	
	避難スペース整備加算を算定する場合	26	災害時に福祉避難所の役割を果たす意思があるか。	20
		27	障がい児等30人程度が長期的に避難生活が可能なスペースとなっているか。	

加算を取らない場合 合計 140点
訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算と避難スペース整備加算のいずれかを取る場合 合計 160点
訓練事業等整備加算又は大規模生産設備等整備加算と避難スペース整備加算の両方を取る場合 合計 180点
※ 審査の際は、合計得点に対する得点率で順位をつける。

別表【I】

ア	建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
イ	災害による停電時に電源確保の必要性が高い施設において非常用自家発電設備の整備を行うもの
ウ	災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い施設において給水設備の整備を行うもの
エ	洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
オ	安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塙(以下、「ブロック塙等」という。)の改修整備を行うもの
カ	国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
キ	平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
ク	アスベストの除去等の整備を図るもの
ケ	利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
コ	障害児施設等においては、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
サ	障害児施設等においては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本方針」という。)を踏重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
シ	文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
ス	利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの